平成２８年（フ）第９８号
佐賀県鳥栖市あさひ新町926番地111
債務者　大橋　繁実
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１号
佐賀市本庄町大字本庄864番地８　ラフォーレ佐大通Ⅰ202号室、住民票上の住所佐賀市光３丁目１番13号
債務者　松永　伸介
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２号
佐賀市兵庫北６丁目５番２―204号
債務者　山崎　町子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３号
佐賀市川副町大字早津江56番地１
債務者　芳泉　智子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
佐賀県三養基郡みやき町大字寄人1386番地３
債務者　古里　竜也
1　決定年月日時　平成28年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９４号
熊本市西区島崎２丁目１番19号　水野ハイツ201
債務者　本山　義己
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０号
山口県防府市敷山町10番34号
債務者　渡辺　慶子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３３０号
愛知県清須市清洲2129番地３
債務者　駒田　浩次
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６０７号
名古屋市西区市場木町279番地　タウニィ市場木201号
債務者　吉戸　義次
1　決定年月日時　平成28年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７５４号
名古屋市東区筒井１丁目３番35号　コーポ東202号
債務者　山口　博
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８号
北海道美唄市東３条南１丁目３番11―202号
債務者　栗林　徹
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第５９号
北海道登別市桜木町３丁目15番地２ドリームハイツ桜木202
債務者　岡出　博光
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
北海道様似郡様似町栄町216番地の11
債務者　原田　利勝（旧姓五日市）
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
北海道様似郡様似町栄町216番地の11
債務者　原田　愛子
1　決定年月日時　平成28年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２８年（フ）第３６号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪238番地の９、前住所福島県会津若松市門田町大字黒岩字大坪72番地の１　県営住宅17棟05号
債務者　鹿目　直子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
福島県会津若松市門田町大字徳久字竹之元871番地の７　本田コーポ３号、前住所福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字千代田７番地３
債務者　新井田光司
1　決定年月日時　平成28年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第９６号
静岡県富士市天間588番地の１サザンコート栞201号、前住所静岡県富士市天間1418番地の23
債務者　望月利英子
1　決定年月日時　平成28年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
静岡地方裁判所富士支部